

おうみ自治体クラウド・パソコン等共同調達事業
仕様書

1. 総論

この仕様書は、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、近江八幡市、米原市および甲賀市（以下「各市」という。）のパソコン等共同調達事業（以下「本業務」という。）の仕様を定めたものである。この仕様に従って各事業者（以下「業者」という。）から提出された提案書および見積書をもとに、おうみ自治体クラウド協議会（以下「協議会」という。）で担当事業者および販売価格を決定する。

2. 業務概要

本業務の範囲は、概ね次のとおりとする。

- (1) 各市が要求する仕様のパソコン等を、各市が指定するキitting仕様に基づきキittingの上、指定期日までに各市に納入するものとする。
- (2) パソコン等は、標準仕様もしくは必要仕様以上の製品であることを提案書の中で明らかにすること。各市が提案内容を検査の上、同等品以上であることを認めた場合のみ、見積入札通知書を送付する。
- (3) ハードウェアやライセンスの購入に際して、最適な購入方法を提案すること。

3. 本業務の契約期間

契約の日から平成31年9月30日までとする。

4. 諸事故の処理

本業務の作業中に生じた諸事故や第三者に与えた損害は、業者の責任において解決することとし、また、発生原因、経過、内容を速やかに各市に報告することとする。

5. 守秘義務

業者は、本業務により知り得た個人情報や情報システム等の機密事項について、その一切を他に漏らしてはならないものとする。

6. 成果品の帰属

本業務において作成された成果品の著作権は、全て協議会および各市に帰属するものとする。ただし、成果品の作成にかかる原著作物に関する著作権などは業者に留保されているものとする。

7. その他

仕様書に定めのない事柄は、各市との協議により決定するものとする。

8. 詳細仕様

パソコン等の仕様について-----

1. 各市の「パソコン等機器仕様」のとおりとする。メーカーのカタログやその一部を提案書に盛り込むなど、容易に確認できるようにすること。
2. 提案するパソコン等は、一般に日本国内に流通し、国内で保守や修理などのサポートが可能なものであること。
3. パソコン等は、納品後1年間以上の製品保証を有すること。
4. 各市のキッティング仕様に基づく業者のキッティング作業や、各市独自のキッティング作業を行っても、前項の保証規定は消滅しないものとする。
5. 各市が売価の決定後、リース契約によりパソコン等を運用する場合、各市の業務への影響を最小限となるよう、適切な対処を講ずる責任を有するものとする。

見積について-----

見積書様式に示す各市の販売価格（消費税および地方消費税を含まない。）を見積もること。見積入札は、販売価格の合計が最も低い業者が落札するものとする。

成果品について-----

本業務で想定している納品物は以下のとおりである。

1. パソコン等
2. パソコン等保証書
3. 必要なライセンスの証明
4. パソコン等引渡証明（キッティング作業報告書を含む。）

履行体制とプロジェクト管理-----

1. 業者は、別添資料を参照し、プロジェクト実施計画（スケジュール）を作成のうえ提案に盛り込むこと。
2. 業者は、各市と契約等締結後も事業進捗を、協議会へ報告すること。
3. 業者は、本業務の履行に関して問題や課題があれば、協議会に報告や調整を行い、協議会と協議すること。